

箕面市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成22年3月24日作成

平成22年3月24日公表

2. 箕面市地域公共交通総合連携計画の区域

箕面市全域

3. 箕面市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

市内移動を中心としたバスにおける路線網と公共交通機関の連携等を改善し、生活交通の確保、環境負荷の軽減、市民活動の促進、地域商業の活性化等を目的とした公共交通体系を構築する。

4. 箕面市（区町村）地域公共交通総合連携計画の目標

安心：すべての人が気兼ねなく利用できる公共交通サービスを提供する

便利：市民ニーズの高い目的地への公共交通アクセスを確保する

元気：人と地域の活性化と地球環境問題に対応する

連携：関係者が協力して公共交通の利用促進を実施する

持続：持続可能な公共交通ネットワークを確立する

5. 事業の概要及び事業の実施主体

連携計画の目標を達成するために、市内移動のバス交通の改善ならびに既存の交通モードと連携して公共交通の利用促進を図る事業（重点施策）を位置づける。

重点施策	事業の概要	主たる実施主体
新たなバス交通の整備	市内移動のための新たなバスの実証運行	協議会（運行主体となる交通事業者に運行を委託する）
路線バスと新たなバスとの連携	路線バスとの共通利用（バス停の共通化、カードシステムとの共通化）	協議会（交通事業者）
	箕面山麓線（路線バス）と東部北ルート（新たなバス）との役割分担	阪急バス株

		乗り継ぎ割引の導入（箕面森町線との乗り継ぎ割引）	阪急バス(株)
		競合路線における対応（ダイヤの調整による実質的なサービスレベルの向上、利用実態調査の実施）	阪急バス(株)
鉄道と新たなバス等との連携		交通案内所の設置	阪急電鉄(株)
		イベント・キャンペーンの共同実施	箕面市、阪急電鉄(株)、商業関係者等
公共交通の利用促進	ハード面整備による資料促進策	主要なバス停でベンチ・上屋の設置	協議会（交通事業者）
		車両のラッピング、アート塗装	協議会（交通事業者）
		運行情報の提供（バスロケーションシステムの導入）	協議会（交通事業者）
		自転車駐輪場の整備	箕面市、交通事業者
	情報による利用促進策	バスマップの作成・配布	協議会
		まちの魅力を発信する情報誌とのタイアップ	市民・NPO、商業関係者等
		モビリティ・マネジメント（M M）の実施	協議会
		住民主体の公共交通への利用啓発運動	市民・NPO
		商業施設等のホームページ・チラシにバス情報の掲載	商業関係者等
	連携による利用促進策	エコショッピング制度の導入	商業関係者等
		商業施設とタイアップしたクーポン付き乗車券の発売	交通事業者、商業関係者等
		自治会・各種団体等による回数券の購入	市民・NPO、商業関係者等
		バス車内でのミニパブリックスペースの設置	協議会（交通事業者）

イベント等による利用促進策	愛称の募集	協議会（交通事業者）
	ノーマイカーデー（マイバスの日）の実施	大阪府、箕面市、交通事業者、市民・NPO、商業関係者等
	運行開始にあたってのセレモニーの開催	協議会（交通事業者）
	スタンプラリーなど参加型イベントの開催	市民・NPO、商業関係者等

6. 計画期間

【連携計画の期間】平成22年度～平成29年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有

- ・設立年月日：平成21年3月18日
- ・名称：箕面市地域公共交通活性化協議会
- ・構成員：別添

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

- | | |
|------------|----------------------------|
| 平成21年3月18日 | 箕面市地域公共交通活性化協議会を法定協議会として設立 |
| | 第1回協議会を開催 |
| 5月29日 | 第2回協議会を開催 |
| 8月31日 | 第3回協議会を開催 |
| 11月25日 | 第4回協議会を開催 |
| | 道路運送法に基づく地域公共交通会議の役割を兼務させる |
| 平成22年2月19日 | 第5回協議会を開催 |

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

協議会

協議会委員は、学識経験者、交通事業者、商業関係者、道路管理者、公安委員会、国（近畿運輸局）、大阪府、市の関係者だけでなく、市民、NPO関係者なども委員として参画してもらい、利用者の視点からも審議した。

分科会

専門的な調査及び検討を行うため、協議会の下部組織として分科会を設置した。

分科会委員 52名についても、学識経験者、交通事業者、道路管理者、公安委員会、国（近畿運輸局）大阪府、市の関係者だけでなく、市民、NPO関係者などの市民委員44名に参画してもらい、利用者の視点からも審議し、計5回にわたって審議（計画づくり）を行った。

分科会での審議内容は、協議会に報告して、協議会の意見をフィードバックしてさらに検討、計画づくりを進めた。

【市民委員44名の構成】

・公募による市民委員	24名
・NPO関係者	3名
・障害者団体	4名
・自治会代表	3名
・公共施設巡回福祉バス（Mバス）利用者	3名
・商業関係者等	7名

自治会アンケート調査

市内243全自治会に対して、市内移動のためのバス交通に関する意向調査（アンケート調査）を実施し、182の自治会から回答を得た。

市民説明会

協議会から示された運行計画案をもとに、市内の全ての小学校区（13校区）にて住民説明会を開催し、計画案に対して住民の意見聴取等を行うとともに、出席者に対し運行計画見直しの検討材料とするためのアンケート調査を実施した。

パブリックコメント

住民説明会等での意見を反映させた運行計画案について、パブリックコメントを平成22年1月4日から平成22年2月3日まで実施し、121件の意見が寄せられた。

提出された意見を踏まえ、一部運行計画案を見直し、箕面市地域公共交通総合連携計画を策定した。

10. その他

法第7条による提案の有無

無

国の支援制度の活用について

地域公共交通活性化・再生総合事業

地域活力基盤創造交付金

箕面市地域公共交通活性化協議会構成員

区分	委 員
箕面市	箕面市 副市長
	箕面市 政策総括監
	箕面市 市長政策室長
	箕面市 地域創造部長
	箕面市 健康福祉部長
	箕面市教育委員会 教育次長
学識経験者	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 准教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体	阪急電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表
	大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表
住民、公共交通利用者及びN P O	街づくり支援センターみのあの代表
	みのあの交通を考える会の代表
	粟生第二住宅自治会の代表
	自転車道ネットワーク公募市民の代表
	分科会の副分科会長
商工事業者及び関係団体	箕面商工会議所の代表
	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (C O M)
	共同企業体 S S O K 組合の代表 (S S O K)
	東急不動産 S C マネジメント株式会社の代表 (箕面マーケットパーカグ イソラ)
	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバーワールド)
	学校法人大阪青山学園の代表
	有限会社箕面自動車教習所の代表

近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画）
	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）
	大阪府 都市整備部 交通道路室 参事
	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課長
	大阪府 池田土木事務所 維持管理課長
	箕面市 みどりまちづくり部長
	大阪府箕面警察署 交通課長